

「大学の構造改革の方針」の見直しと 大学・高等教育の充実を求める請願書

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

請願趣旨

現在、わが国の国立・公立・私立大学は、その設置形態の違いをこえて大きな変容を迫られています。それは、国立大学の再編・統合、国立大学の「国立大学法人」への早期移行、国公私「トップ30」大学の育成の三つを柱とした「大学（国立大学）の構造改革の方針 - 活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として -」（以下「大学の構造改革の方針」と略す）によるものです。

しかし、「大学の構造改革の方針」は、大学関係者との事前協議を欠いたまま遠山文科科学相が経済財政諮問会議に突如提出したものであり（2001年6月11日）、大学関係者の真摯な大学改革の努力、また国民の高等教育への要求に反した構想です。

国立大学の再編・統合は、「1県1国立大学」の原則にこだわらず大胆に進めるとしていますが、これは行財政改革の手段として国立大学の大幅削減を大学に強権的に押しつけるものです。また、「1県1国立大学」の原則を崩すというのは、文科科学省（以下、文科省と略す）も認めてきた「教育の機会均等への貢献」（1998年10月26日、大学審議会答申）という国立大学が果たす積極的な役割を真向から否定する暴挙です。

「1県1教員養成系大学・学部」の原則を放棄した教員養成系大学・学部の統合も検討されていますが、これは、30人以下学級実現のための教員増、初等中等教育の充実という国民の要求に反するものです。

国立大学の法人化については、文科省の調査検討会議が「新しい『国立大学法人』像について」（中間報告）で法人の制度設計を公表しました（2001年9月27日）。そこでは憲法に保障された学問の自由と大学自治の理念を放棄し、大学を政府・文科省の強い統制の下におくとともに、曩の権限強化と学外者の

参加によるトップダウン式の大学運営が構想されています。この制度設計のままでは、法人化によって大学の自主性・自律性が拡大することは決してありえません。

また、学費は一定の範囲内で各大学が決めることを認めており、学費の高騰や学費の大学間・学部間格差が生じる危険性があります。

国公私「トップ30」大学の育成は、文科省が評価を通じて国立・公立・私立の上位30大学（全体の5%）を選別し、資金の重点配分を行なって世界最高水準の大学に育成していますが、これはわが国の大学全体を文科省の統制下の競争にまき込むものであり、現在でも深刻な大学間格差や地域間格差が拡大し、従来以上に大学の序列化が進行することは必至です。

これと並んで私立大学・短期大学（以下、私立大学と略す）の助成についても、2002年度予算において、文科省の審査に基づいて直接配分される特別助成（「私立大学教育研究高度化推進特別補助」）が新設されました。これによって、大学間格差が一層拡大され、私立大学の発展に大きな障害となることは明らかです。

また、文科省による私立大学への直接的な介入が強まることは容易に想像されます。

このように、「大学の構造改革の方針」は、行財政改革と国際競争力の強化に偏重した構想であり、将来、学費の高騰や地方大学・小規模大学の消滅によって低所得家庭や地方居住者の子弟の大学進学が困難になるなど、国民に多大な負担を負わせる危険性が高いものです。

いま求められるのは、大学の教育研究の均衡ある発展と、国民が求める等しく高等教育を受ける権利を保障していくための施策を講ずることです。

以上の理由から、私たちは、国立大学等の独立行政法人化に反対し、「大学の構造改革の方針」を抜本的に見直すことを求めます。

請願団体

全国大学高専教職員組合

東京都千代田区神田神保町2-14
朝日神保町プラザビル201
電話03-3262-1671

取扱団体

